

公益社団法人日本山岳協会 自然保護指導員規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳協会（以下「日山協」という。）は、自然保護憲章を尊重し、登山者の立場で山岳地域の自然環境を永く後世に引き継いでいくことを目指し、その保全と保護を推進するため自然保護指導員（以下「指導員」という。）の制度を設ける。

(資格)

第2条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちで都道府県山岳連盟又は協会（以下「所属岳連」という。）会長が推薦し、日山協会長が認定・登録した者とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者（山岳）。
- (2) 自然察等に造詣が深く、自然環境保全のため指導又は啓発活動ができると認められる者。

(責務)

第3条 指導員は、活動中は常に登録証（様式第1号）を携帯及び腕章（同第2号）を着用し、山岳自然環境の状況把握に努めるとともに、必要に応じ所属岳連の構成員又は一般登山者に自然環境の保全等について協力を求めるものとする。

2 指導員は、日山協及び所属岳連が実施する講習会・研修会等に出席し、自然環境保全等に関する知識・技術の研鑽に努めるものとする。

3 指導員は、山岳環境の現状について必要に応じ、その状況を関係機関に情報提供するものとする。

(登録)

第4条 指導員は、日山協に登録されることにより、その資格を生じる。

2 指導員の登録の手続き及び登録料は、別に定めるところによる。

(登録更新)

第5条 指導員は、原則として5年毎に登録更新を行うものとする。但し、第1回目の登録更新に当たっての期間の計算は、指導員認定の日から最初の3月31日までの期間を1年として計算する。

2 更新の時期は、5年毎の4月1日とする。

3 更新の手続き及び更新料については、別に定めるところによる。

(資格の喪失)

第6条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する等指導相応しくないと日山協会長が認め、常務理事会が承認したときには、その資格を喪失する。但し、指導員が死亡したときは本文の規定にかかわらず、死亡をもって資格を喪失したものとみなす。

(1) 自然保護関係法令に違反する等自然保護の精神に反する行為をしたものと認められる者。

(2) 日山協又は所属岳連の定款諸規定に違反した者。

(3) 登録の更新を行わなかった者。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、日山協理事会で改廃することができる。

付 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

平成17年11月14日、第5条の一部改訂

平成20年4月1日から施行する。

平成26年5月20日から施行する。

公益社団法人日本山岳協会 自然保護指導員規程取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、社団法人日本山岳協会（以下「日山協」という。）の自然保護指導員規程（以下「規定」という。）に基づく自然保護指導員（以下「指導員」という。）の認定及び登録手続き等を定めることを目的とする。

(推薦)

第2条 都道府県山岳連盟（山岳協会）（以下「所属岳連」という。）会長は、規程第2条に定める指導員の推薦を行うとするときは、指導員認定推薦申請書（様式第1号）に第6条に定める登録料を添えて、日山協会長に提出するものとする。

(認定)

第3条 日山協会長は、所属岳連会長から指導員認定推薦申請書を受理したときはその内容を審査し適格であると認められるときは、日山協常務理事会に諮り指導員に認定する。

2 前項の規程により指導員として認定したときは、その旨を規程第3条に定める登録証及び腕章を添えて所属岳連に通知するものとする。

3 前2項にかかる審査事務は、日山協自然保護委員会（以下「委員会」という。）が処理する。

(登録)

第4条 日山協会長は、指導員として認定したときは指導員認定台帳（様式第2号）に登録番号・生年月日・氏名・性別・住所・所属団体名その他必要事項を記載するものとする。

2 登録番号は、所属岳連毎に所属岳連のコード番号及び認定順の一連番号の組み合わせとする。登録番号の設定は、委員会が担当する。

(登録更新)

第5条 所属岳連会長は、登録更新を要する指導員について、指導員登録更新申請書（様式第1号）に所定の登録更新料を添えて、期間満了前の3月15日までに日山協会長に申請するものとする。

2 登録更新の事務は、第3条の規定に基づき行うものとする。但し、更新者については日山協常務理事会の審議は省略できる。

3 日山協自然保護委員会は、審査の結果更新が適当でないとして認められる者があったときは日山協常務理事会に諮り更新の可否を決定する。

4 更新時の登録番号は、最初の登録に用いた番号を継続使用する。ただし、指導員が所属岳連を移動したときは、この限りではない。

(登録料)

第6条 指導員規程第4条に定める新規登録料は、4,000円とする。但し、登録料の内500円については、所属岳連の事務費として還付するものとする。

(登録更新料)

第7条 指導員規程第5条に定める登録更新料は、2,000円とし、うち500円を取扱い事務費として所属岳連へ還付する。

第8条 紛失汚損等に伴う登録証の再発行は、1,000円とする。

(規定の改廃)

第8条 この細則は、日山協理事会で改廃することができる。

付 則 この細則は、平成2年7月12日から施行する。

付 則 この細則は、平成11年4月1日改正。

付 則 この細則は、平成17年11月14日から施行する。

付 則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成26年5月20日から施行する。